

学校法人兵庫医科大学公的研究費取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人兵庫医科大学（以下「本法人」という。）における公的研究費（以下「公的研究費」という。）の取扱いに関し必要な事項を定め、公的研究費の適正な管理・運営を確保することを目的とする。

(法令等の遵守)

第2条 公的研究費の交付を受けて研究を行う研究代表者及び研究分担者（以下「研究者等」という。）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）及び厚生労働科学研究費補助金取扱規程（平成10年厚生省告示第130号）その他法令の定め及び交付決定時の補助条件（以下「補助条件等」という。）を遵守しなければならない。

(定義)

第3条 この規程において、公的研究費とは、文部科学省、その他の府省及びそれらが管轄する独立行政法人から配分される競争的研究費制度に基づく公募型研究費をいう。この場合において、その他公的機関等から交付配分される公的研究費公募型研究費のうち、競争的研究費制度に準ずるものとして定めのある非競争的研究費についても、この規程を準用する。

- ② 公的研究費の直接経費とは、研究の遂行、成果の取りまとめに直接必要な経費をいう。
- ③ 公的研究費の間接経費（一般管理費を含む。以下同じ。）とは、研究遂行に伴う管理等に必要な経費として、兵庫医科大学が使用する経費をいう。

(応募・受給資格)

第4条 公的研究費の応募・受給資格については、別に定める。

(申請等の事務)

第5条 本法人は、公的研究費について次の事務を行う。

- 1 公的研究費の申請、変更、報告に関すること。
- 2 公的研究費の管理等に関すること。
- 3 公的研究費により購入した設備備品、用品又は図書（以下「備品等」という。）の寄附に関すること。
- ② 公的研究費の取扱いの最高責任・権限者は理事長とし、学長をもって、実質的な責任・権限者とする。
- ③ 公的研究費は、本法人の事務分掌、経理規則、固定資産及び物品調達規程、旅費規程、経理細則その他の関係規則、規程等の定めにより決裁・処理するものとする。ただし、補助条件等の定めがあるときは、その定めに従う。

(経理事務)

第6条 本法人は交付を受けた研究者等に交付された公的研究費の経理事務を大学事務部長に委任するものとする。

② 公的研究費の預金により生じた利子は、本法人に譲渡しなければならない。

(公的研究費交付前の取扱い)

第7条 公的研究費に係る支払いは、公的研究費受領前に本法人が資金を立て替えて支払うことができる。この場合において、公的研究費受領後に精算しなければならない。

(備品等の取扱い)

第8条 研究者等は、直接経費により購入した備品等(科学研究費助成事業及び厚生労働科学研究費補助金で購入したものに限る。)を、購入後直ちに本法人に寄附しなければならない。

② 研究者等が研究期間中に他の研究機関に異動した場合において、公的研究費で購入した備品等(前項の寄附された備品等を含む。)を異動後の研究機関で引き続き使用するとして返還を求めたときは、本法人はその備品等を返還するものとする。

③ 研究者等が研究期間終了後に他の研究機関に異動した場合において、公的研究費で購入した備品等(第1項の寄附された備品等を含む。)は、異動後の研究機関に譲渡又は研究者等に返還しないものとする。ただし、研究者等が当該備品等を異動後の研究機関で引き続き使用するとして譲渡又は返還を求めた場合にあつては、当該所属の長が認め、学長が承認したときはこの限りではない。

(間接経費の譲渡)

第9条 研究者等は間接経費を本法人に譲渡しなければならない。

② 間接経費(科学研究費助成事業及び国立研究開発法人日本医療開発機構(AMED)が実施する補助金等に限る。)を譲渡した研究者等が他の研究機関に異動した場合には、異動先の研究機関が間接経費を受け入れないこととしているときを除き、直接経費の残額に相当する額の間接経費を当該研究者等に返還するものとする。ただし、当該年度の間接経費の執行が終了している場合はこの限りではない。

(監査の実施)

第10条 本法人は、毎年度抽出した公的研究費について、内部監査を実施するものとする。

(研修会の開催)

第11条 学長は、公的研究費の不正使用防止等のため、研修会を定期的を開催するものとする。

(事務)

第12条 この規程に関する事務は、大学事務部において行う。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、常務会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 6 月 17 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 兵庫医療大学科学研究費補助金取扱規程（平成 19 年 4 月 1 日制定）及び兵庫医科大学科学研究費補助金取扱規程（平成 19 年 7 月 17 日制定）は廃止する。

附 則

この改正は、平成26年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 28 年 2 月 2 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。（事務局組織の一部改組）

附 則

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。（事務局組織の一部改組）

附 則

この改正は、2022 年 4 月 1 日から施行する。